

I 川崎市子どもの権利に関する行動計画についての意見

川崎市子どもの権利委員会（以下、権利委員会と略す）は、川崎市子どもの権利に関する条例（以下、権利条例と略す）第 36 条に基づき、第 3 次川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下、行動計画と略す）の策定にあたって、以下のような基本方針で意見を提出します。

- 1 第 3 次行動計画は、第 2 次行動計画を基本とする。
 - (1) 第 2 次行動計画が進行中であることをふまえ、なお十分に達成しえないでいる推進施策・具体的な取組・事務事業を強調するとともに、新たな課題に対応する項目を追加するものとする。
 - (2) 行動計画の理念、目標、施策の方向、具体的な取組という構成は踏襲する。また、具体的な取組において、子どもへの支援、個別の支援を必要とする子どもへの支援、子どもの権利を保障する担い手への支援という分類も継承する。
 - (3) 具体的な取組については、不必要な重複を避けるとともに、担当部署が効果的に推進できるよう整理する。

- 2 第 3 次行動計画は、これまでの権利委員会の子どもの権利に関する実態・意識調査や検証の結果をふまえて策定する。

特に施策の方向 1「子どもの相談及び救済の充実」については、第 3 期権利委員会の検証、施策の方向 2「子どもの意見表明・参加の推進」については、第 1 期権利委員会の検証や第 1 次行動計画の実施状況、施策の方向 3「子どもの居場所づくりの促進」については、第 2 期権利委員会の検証、施策の方向 4「子どもの権利に関する意識の向上」については、第 1～3 期権利委員会による実態・意識調査等を基にしながら策定する。

- 3 第 3 次行動計画は、権利条例に基づいた独自の取組・事務事業に加えて、川崎市が取り組んでいる子どもに関わるさまざまな政策・計画に基づく取組・事務事業と重複するものも多く含んでいる。子どもに関わる施策・事業は子どもにどこ

まで効果が及んでいるかが重要であることをふまえ、子どもの権利の視点から調整し連携を図っていく意味でも、第3次行動計画が川崎市の子どもに関わる計画等の基準になるようなものにする。

子どもの権利に関する施策は、行政だけで実現するものではありません。市民・NPOとの協働が不可欠です。第3次行動計画の策定にあたっては、できる限り市民の意見を聴く機会を設けるようにするとともに、計画策定後には、計画の内容が市民にわかるよう広報・啓発に努めることが必要です。この市民には当然子どもも含まれますので、子どもにはそれにふさわしい方法で取り組むことが大切です。

川崎市の子ども、子育てをめぐる状況は依然厳しいものがあります。この厳しい現状に対応するためにも、国連・児童(子ども)の権利に関する条約やユニセフ「子どもにやさしいまち」プロジェクト等の国際的な動向をふまえつつ、権利条例をいっそう効果的に実施していくことが求められています。川崎市の子どもが安心してしあわせに暮らしていけるよう、第3次行動計画により「子どもの権利を尊重するまちづくり」がいっそう推進されることを願っています。

第3期川崎市子どもの権利委員会
委員長 荒牧 重人